

改正 2017年9月23日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人同志社（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、教職員がコンプライアンスを推進することにより、適正な本法人の運営及び本法人に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、教職員が法令及び本法人が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第3条 本法人におけるコンプライアンス推進統括責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス推進統括責任者は、本法人の各組織においてコンプライアンスの推進が図れるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 本法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、法人部は法人事務部長を、法人内各学校は学校長をコンプライアンス推進責任者とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進担当者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織におけるコンプライアンスの推進を図るため、当該組織にコンプライアンス推進担当者を置く。

2 コンプライアンス推進担当者の選任等必要な事項は、法人部及び法人内各学校において別に定める。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、職務の遂行にあたって、学生その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

(同志社コンプライアンス推進委員会)

第7条 理事長の下に、同志社コンプライアンス推進委員会を置く。委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、コンプライアンス推進室事務室が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2016年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年11月1日から施行する。